

# 令和3年度

## 第7回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和3年10月5日(火) 午後1時30分～午後2時54分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(11月1日公告)の決定

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 営農型太陽光発電設備に係る農地法第5条の規定による許可  
申請について

議案第6号 営農型太陽光発電設備に係る農地法第3条の規定による許可  
申請について

議案第7号 営農型太陽光発電設備に係る農用地利用集積計画の決定につ  
いて

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸		○
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄		○
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平	○	
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃		○

事務局長	<p>ただ今より、令和3年度第7回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は13番明賀委員、14番藤原委員、22番青才委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
議長	(挨拶)
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。18番前田委員さん、20番島津委員さん、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>まず、議案の修正があるようですので事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>議案第1号の受付番号について、1つずつずれておりましたので修正しております。</p> <p>また、受付番号15の担当委員、受付番号16の譲受人契約後予定耕作面積について、誤りがありましたので訂正をしております。</p> <p>議案第5号について地積を修正しております。</p> <p>最後に、先ほどの受付番号の修正に伴い、議案第6号の受付番号も修正しております。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号15から21について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p>
議長	<p>受付番号20について、現状はどんな状態か。</p>
事務局員	<p>今は別の方が耕作されていましたが、双方合意でまた別の方に売られるとのことでした。</p>

(比和出張所)	現在は野菜を植えられています。
議長	皆様の方から何かございませんか。  (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号15から21の7件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。  (なしという声)
議長	それでは受付番号15から21の7件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(11月1日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和3年9月期の申し込み分については、本日配布しております「令和3年11月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定一般分が合計3件、契約面積3,326㎡となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。  (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。

議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 24 から 28 の 5 件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 24・25(一連事業のため一括で説明)</p> <p>位置等：説明資料の 3・4 ページに記載</p> <p>転用事由：店舗(ドラッグストア)</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：都市計画法の開発許可申請中で許可見込み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：都市計画区域の第 1 種住居地域のため除外不要</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号 26</p> <p>位置等：説明資料の 5・6 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：令和 3 年度第 6 回総会で一度審議されたものだが、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定が完了し、資料が整ったので再度審議</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 27</p> <p>位置等：説明資料の 11・12 ページに記載</p> <p>転用事由：集合住宅</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他 法 令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 28</p> <p>位置等：説明資料の 13・14 ページに記載</p> <p>転用事由：農家住宅、車庫倉庫、駐車場</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他 法 令：特になし</p>

議長	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：第1種農地の不許可の例外に該当</p> <p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様からご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号24から28の5件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号24から28の5件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号23から26の4件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要) 受付番号23 位置等：説明資料3・15ページに記載 潰廃事由：相続を受けた平成2年頃には山林で、そのまま現在に至る。 現地確認：現地は雑木が繁茂した山林で、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号24 位置等：説明資料5・16ページに記載 潰廃事由：500番1は平成元年頃から耕作放棄のため原野となっている。 497番1は平成元年頃に宅地を建築した際、進入路がなかったため宅地への進入路を設置した。 現地確認：現地の500番1は雑草・雑木が繁茂した原野、497番1は採石を敷いた進入路となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号 25 位置等：説明資料 5・17 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃広島市へ引っ越し、父が亡くなったため農地の維持管理ができなくなった。 現地確認：現地は山林となっており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 26(高野出張所の案件) 位置等：説明資料 18・19 ページに記載 潰廃事由：昭和 44 年頃に建物を建てるため畑を埋め立てた。宅地として現在に至る。 現地確認：現地は宅地として利用されており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで、皆様からご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 25 の現地公図について、山の中で難しかったのだと思うが、総会で意見を出すためにもなるべく周りの地番、状況等が分かるようにしてほしい。</p>
<p>議長</p>	<p>皆様の方から何かございますか。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>今日の資料から言えば、議案説明資料 19 ページでは「人為的潰廃年月日」として人為的潰廃と自然潰廃を分けて書いてある。 一方、人為的潰廃か自然潰廃かについて、口頭だけでの説明のところもあった。 判断基準が変わってくるというのもあるので、人為的潰廃か自然潰廃かという区分については、次からは資料に記入するようにしてほしい。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 23 から 26 の 4 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p>

	(なしという声)
議長	<p>それでは、受付番号 23 から 26 の 4 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 5 号「営農型太陽光発電設備に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について」、議案第 6 号「営農型太陽光発電設備に係る農地法第 3 条の規定による許可申請について」、議案第 7 号「営農型太陽光発電設備に係る農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>一連のものとなりますので事務局から一括で説明をお願いします。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 29</p> <p>位置等：説明資料の 13・20 ページに記載</p> <p>転用事由：営農型太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：一時転用のため除外不要</p> <p>その他：一時転用期間(10 年)</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>この度の申請は、①営農型発電設備の設置者、②土地所有者、③設備下部での営農者の 3 名が関わっておられます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>各議案について説明いたします。</p> <p>まず、議案第 5 号の 5 条許可申請は、当該農地に対して営農型太陽光発電設備の設置のための杭の部分(0.5834 m<sup>2</sup>)の転用許可の申請をするものです。</p>
事務局員 (本庁)	<p>続きまして、議案第 6 号の 3 条許可申請は、通常の 3 条とは異なり、当該農地に対して上空又は地下に営農型太陽光設備の工作物を所有するための地上権の権利設定の申請をするものです。</p> <p>下部の農地の営農者と営農型太陽光設備の設置者が異なる場合は、国の通知により 5 条許可申請と合わせて許可を受けることとされております。</p>
事務局員	<p>議案第 7 号の利用集積計画の決定は、この太陽光発電設備の計画において、下部の農地で</p>



<p>(本庁)</p>	<p>営農する者が権利設定の申請をするものです。 農業経営基盤強化促進法により、農業委員会が当該計画の決定をし、農業振興課での公告を経て契約成立となります。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>一時転用の申請期間は、10年となっています。 それに合わせて工作物を所有する地上権の設定期間も同一の期間での申請となっております。 また、営農者との利用権設定期間は令和13年12月31日までの申し出となっております。 今回の営農型太陽光発電の一時転用に当たっては、これらの全ての議案が可決される必要があります。</p> <p>(内容の審査結果等について 概要)</p> <p>農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」を参考</p> <p>「許可申請に要する書類」：全て提出 営農計画書については、7月に設備関係業者、JA庄原指導課長、営農指導員、営農者から申請内容を比和ブロックにて確認。その後、営農計画を変更され、8月23日に提出。内容確認をするために9月に営農者と転用事業者にて面談し、再度聞き取り確認済。</p> <p>「農地転用許可権者の確認事項」：提出された書類及び聞き取りにより確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用期間：設備下部の営農者が認定農業者の場合の10年以内に該当。</li> <li>・申請に係る面積が必要最小限で適正：簡易な構造で容易に撤去できる支柱を使用し、転用面積は0.5834㎡と必要最低限。</li> <li>・日照量を保つための設計であり、営農するための空間を確保：遮光率29.9%で栽培予定の陽性植物、半陰性植物も栽培可能。最低でも地上からの高さは3.01m、支柱間隔は5.5mあり、機械の旋回をできるよう余裕をもって設置。</li> <li>・営農の適切な継続を前提：平均単収の8割は確保できるとの知見書がJA庄原から提出済。JAが栽培指導をしていくことを確認、比和支所としても地域の担い手として支援をしていく。</li> <li>・周辺の農地の効率的な利用への支障：日照、通風を含めないと確認。</li> <li>・営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用：転用期間終了時、許可取り消しによる撤去時には営農型発電設備の設置者が行うものとする合意書を提出。資力の信用は資金証明で確認済。</li> <li>・発電設備の電気事業者の電力系統への連結：FIT法による再生可能エネルギー発電事業</li> </ul>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>計画の設備認定を受けており、電気事業者の電力系統への連結は確実。 ・事業者が原状回復等の措置を現に命じられていないこと：該当なし。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>以上、確認を行いました。許可相当と考えております。</p> <p>なお、許可にあたっては通常の転用許可時のものに加えて、特別な条件を付することとされています。</p> <p>広島県農地法等事務処理ガイドラインに示されている営農型太陽光発電設備の一時転用許可時に付する条件の付け方を説明いたします。</p> <p>(資料を元に説明)</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>以上の要件に際しては事業者、営農者、所有者の3者による確認書を提出していただいております。</p> <p>また、事業者、営農者につきましては9月の営農計画の面談時に改めて確認を行っております。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>なお、本件は本総会決定後に10月18日開催の広島県常設審議会での意見聴取を受けての許可になります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様からご質疑・ご意見を伺いたいと思います。何かございますか。</p>
<p>8番財間委員</p>	<p>今回の土地は、営農型ではない通常の太陽光だと認められないから営農型になっているのか。</p> <p>今後10年間状況を調査していくことになるが、農業委員もしくは農業委員会がしていくということか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>圃場整備がなされた第1種農地ですので、一般の太陽光ではできない箇所です。</p> <p>毎年2月末までに報告を求めることとなります。事業者には「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」を提出することが義務付けられ、毎年農地パトロールで作付け状況などを地域の農業委員・推進委員で確認し指導をしていただきます。</p>
<p>8番財間委員</p>	<p>10年間チェックしていく主体は支所か、本庁か、もしくは農業委員・推進委員なのか、決めているのか。</p>

比和出張所長	こちらの下部の営農者の方は比和地域における中心経営体です。許可期間中に農業経営改善計画の認定期間が満了することもあります。引き続き認定を受けて営農を継続していただくように地域が一丸となって支援に取り組んでいくと話し合っております。
議長	営農指導、販売先について何か聞いていますか。
事務局員 (比和出張所)	営農指導については、JA 庄原の園芸課長さんに確認し、引き続き営農指導していくことを聞いております。 また、販売先ですが、基本的にハウレンソウはJA 庄原へ、ニンジン加工用のものなので広島県の民間の会社へ販売する予定と営農者から聞いております。
議長	名越委員さん、比和地域の委員として付け加えることはありませんか。
24 番名越委員	比和の農業委員、農地利用最適化推進委員で色々相談しましたが全員許可に相当するという考えです。
議長	他にありませんか。
5 番三吉委員	最終的に今日の上程する段階では比和ブロックの農業委員、推進委員において10年間大丈夫だろうという判断をされている。 この10年間というのは認定農業者であることが条件で、それ以外は3年以下しか認められない。 この事業は営農者が認定農業者として頑張ることが前提でないと成り立たない。そこを含めて比和ブロックで協議した中で大丈夫だろうという判断をされたので、今日の段階で質問等はない。 後は比和支所、比和の委員にしっかりフォローしていただけたらと思う。
議長	他に皆様の方からありませんか。
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 議案第5号「営農型太陽光発電設備に係る農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第6号「営農型太陽光発電設備に係る農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第7号「営農型太陽光発電設備に係る農用地利用集積計画の決定について」を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。  (なしという声)

議長	<p>それでは、議案第5号から第7号について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p>
議長	<p>国が営農型を推奨している状況もあるので、今回は比和で初めて出ましたが、今後色々なところで案件が出てくるかと思います。</p> <p>皆さんには家に帰ってからも今日の資料を見て勉強しておいていただきたいです。</p> <p>今回の案件は、比和地域においてしっかりと現況を把握されながら早めに対策を練るように、農業者の方に寄り添いながらやっていただきたいと思います。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>続いて、会長報告です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定されていた会議が全てリモート開催になったこと</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地と登記の無料相談会</li> <li>・今後の主な日程</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様から他に何かございますか。</p>
5番三吉委員	<p>広島県の最低賃金が10月1日から899円になった。標準農作業料金について農業委員会だよりには、備考欄に「最低賃金の改定があった場合はその金額を下回らない料金とする」と書いてあったので大丈夫だが、共通認識として持っていただきたい。</p>
3番堀江委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵みの大地秋号の掲載予定内容</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様から他に何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>

議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第7回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時54分)
----	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年10月5日

議長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

18番委員  
(前田 憲二) \_\_\_\_\_

20番委員  
(島津 秀樹) \_\_\_\_\_